

令和元年10月1日以後に開始する事業年度の 法人県民税・法人事業税の税率等について

令和元年度税制改正等において、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人県民税の税率が変更となります。

法人事業税については、地方法人特別税（国税）の廃止及び特別法人事業税（国税）の創設に伴い、所得割及び収入割の税率が引き上げられます。

法人住民税については、地方法人税（国税）の税率引上げに伴い、法人税割の税率が引き下げられます。

これらの改正を踏まえた、法人県民税・法人事業税の税率等は以下のとおりです。

【法人事業税等の税率改正等（R1 税制改正関係）】

（1）法人事業税の税率

法人(事業)の種類		課税標準 (税額を算出する基礎となるもの)	税率			
			H27.3.31までに 開始する事業年度	H27.4.1以後に 開始する事業年度	H28.4.1以後に 開始する事業年度	R1.10.1以後に 開始する事業年度
所得割	資本金1億円超の 普通法人 (外形対象法人)	年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
		年400万円超～年800万円以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
		年800万円超の所得及び清算所得	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
		軽減税率不適用法人	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
	資本金1億円以下 の普通法人等 (外形対象外法人)	年400万円以下の所得		3.4%		3.5%
		年400万円超～年800万円以下の所得		5.1%		5.3%
		年800万円超の所得及び清算所得		6.7%		7.0%
		軽減税率不適用法人		6.7%		7.0%
	特別法人 協同組合、信用金庫、 医療法人など	年400万円以下の所得		3.4%		3.5%
年400万円超の所得及び清算所得			4.6%		4.9%	
軽減税率不適用法人			4.6%		4.9%	
収入割	収入金額課税法人 電気・ガス供給業、 保険業(生命・損害・少額短期保険業)	収入金額	0.9%		1.0%	
付加価値割	資本金1億円超の 普通法人 (外形対象法人)	付加価値額	0.48%	0.72%	1.2%	
資本割		資本金等の額	0.2%	0.3%	0.5%	

※軽減税率不適用法人 … 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人

（2）特別法人事業税又は地方法人特別税の税率^(注)

区 分		税率			
		H27.3.31までに 開始する事業年度	H27.4.1以後に 開始する事業年度	H28.4.1以後に 開始する事業年度	R1.10.1以後に 開始する事業年度
所得割	外形対象法人	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%
	外形対象外法人		43.2%		37.0%
	特別法人		43.2%		34.5%
収入割			43.2%		30.0%

(注) R1.10.1以後に開始する事業年度は特別法人事業税となります。

【法人県民税法人税割の税率改正等（H28 税制改正関係）】

富山県における法人県民税法人税割の税率 (注1)

区 分	税 率	
	令和元年 9 月 30 日までに 開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に 開始する事業年度
・ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を 超える法人及び保険業法の相互会社 ・ 法人税額が年 1,000 万円を超える法人	4.0%	1.8%
・ 上記以外の法人 (中小法人に対する不均一課税)	3.2%	1.0%

(注1) 法人税割については、標準税率に+0.8%の超過課税を実施。

適用：昭和 50 年 12 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの各事業年度

目的：社会福祉の充実、教育文化・スポーツの振興 等

【法人県民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」の見直し】

- ・ 平成 18 年 5 月 1 日以後に、剰余金による損失の填補を行った場合、損失の填補に充てた金額を控除します。この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから一年以内に損失の填補に充てた金額に限ります。
- ・ 平成 22 年 4 月 1 日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算します。
- ・ 上記調整後の資本金等の額が、資本金と資本準備金の額の合算額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額とします。
- ・ 上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されています。

富山県における法人県民税均等割の税率

資本金等の額	標準税率	税 額		備 考
		H29.3.31 までに 開始する事業年度	H29.4.1 以後に 開始する事業年度	
1 千万円以下等の法人等	20,000 円	21,000 円		とやまの森を県民全体で 守り育て、次世代に引き継 いでいくための財源を「水 と緑の森づくり税」として 法人県民税均等割に 1,000 円～100,000 円を加算し、 申告納付していただきま す。 <small>(注2)</small>
1 千万円超～1 億円以下	50,000 円	52,500 円		
1 億円超～10 億円以下	130,000 円	136,500 円		
10 億円超～50 億円以下	540,000 円	567,000 円	580,500 円	
50 億円超～100 億円以下	800,000 円	860,000 円	880,000 円	
100 億円超～		880,000 円	900,000 円	

(注2) ・水と緑の森づくり税の課税期間：平成 19 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日の 15 年間に開始する事業年度分

・税額の一部引上げ：平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、資本金等の額 10 億円超の法人について、税額が引き上げられています。

【予定申告における経過措置】

- ・税率改正に伴い、予定申告(中間申告)について、令和元年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度については、次の経過措置が設けられています。

<法人県民税法人税割> (前事業年度の法人税割額) × 1.9 ÷ (前事業年度の月数)

<法人事業税> (前事業年度の法人事業税額) × 6.3 ÷ (前事業年度の月数)

<特別法人事業税> (前事業年度の法人事業税額) × 2.3 ÷ (前事業年度の月数)

【お問い合わせ先】

- ・富山県総合県税事務所 課税第一課事業税第一班 TEL 076-444-4504
- ・富山県経営管理部税務課 TEL 076-444-3178